

愛知県食育推進会議条例（平成18年3月28日愛知県条例第4号）

（設置）

第一条 食育基本法(平成十七年法律第六十三号)第三十二条第一項の規定に基づき、愛知県食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 推進会議は、愛知県食育推進計画を作成し、及びその実施を推進する。

（組織）

第三条 推進会議は、会長及び委員二十九人以内で組織する。

2 会長は、知事をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、食育に関して十分な知識と経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

（会議）

第四条 推進会議は、会長が招集する。

2 推進会議においては、会長が議長となる。

3 推進会議は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員）

第五条 推進会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（雑則）

第六条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県食育推進会議委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属・役職等	備考
かんだ 神田 まさあき 真 秋	愛知県知事	会長
あおやま 青山 いつこ 伊津子	農村輝きネット・あいち 会長	
あんどう 安 藤 てつ 哲	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 保育部会 部会長	
いとう 伊 藤 としお 敏 雄	財団法人愛知県健康づくり振興事業団 理事長	
いとう 伊 藤 としゆき 敏 之	愛知県酪農農業協同組合 代表理事組合長	
いとう 伊 藤 ひさはる 寿 治	愛知県農業協同組合中央会 専務理事	
えもと 江 本 たかし 隆	愛知県小中学校長会 会長	
おおほ 大 羽 かずこ 和 子	中部大学 教授	
おかもと 岡 本 あきこ 明 子	環境カウンセラー（公募委員）	
おぎそ 小木曾 じゅんこ 順 子	社団法人愛知県栄養士会 常務理事	
おぐり 小 栗 きみこ 貴美子	社団法人愛知県医師会 理事	
かめい 亀 井 はるえ 春 枝	社団法人愛知県薬剤師会 会長	
こいけ 小 池 くるみ	日本チェーンストア協会中部支部 参与	
さかい 酒 井 ひろこ 廣 子	愛知県小中学校PTA連絡協議会 副会長	
すずき 鈴 木 ひろゆき 宏 行	愛知県経営者協会 企画・海外グループ部長	
すだ 須 田 いさむ 勇	日本労働組合総連合会愛知県連合会 社会政策局長	
てらさわ 寺 沢 ちよか 千代香	愛知県食生活改善推進員連絡協議会 副会長	
とみた 富 田 なつこ 奈津子	愛知県国公立幼稚園長会 副会長	
のだ 野 田 あつのり 敦 敬	国立大学法人愛知教育大学 教授	
はせがわ 長谷川 じゅんいち 純 一	財団法人愛知県学校給食会 理事長	
はせがわ 長谷川 まさみ 正 己	愛知県食品産業協議会 副会長	
はやし 林 ゆかり 紫	愛知県栄養教諭・学校栄養職員研究協議会 会長	
ふなはし 船 橋 じゅんこ 諄 子	愛知消費者協会 常任理事	
まの 間 野 たけお 丈 夫	中日新聞編集局生活部 部長	
やまざき 山 崎 すずよ す 代	生活協同組合コープあいち 理事	
やまもと 山 本 かずたか 和 孝	愛知県農業経営士協会 会長	
わたなべ 渡 辺 つよし 剛	社団法人愛知県歯科医師会 副会長	
わで 和 出 たかはる 隆 治	愛知県漁業協同組合連合会 代表理事常務	
おがわ 小 川 えつお 悦 雄	愛知県副知事	
いまい 今 井 ひであき 秀 明	愛知県教育委員会教育長	

